

# 芸術文化振興基金の 「遺贈による寄付制度」のご案内

資産の遺贈（遺言による寄付）を希望される方々のご便宜をお  
図りするために、当振興会では信託銀行と提携しております。遺言  
書作成のご協力と遺言書の保管から遺言執行手続きまで、あなた  
のご篤志の実現を中央三井信託銀行がサポートします。遺贈によ  
るご寄付に対しては、原則として相続税はかかりません。

独立行政法人日本芸術文化振興会

「芸術文化振興基金」は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動、その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を継続的・安定的に行うことを目的としています。

「芸術文化振興基金」は、基金として政府から出資された541億円と民間からの出せん金112億円の計653億円を原資として、その運用益をもって芸術文化活動に対する助成に充てています。

### 相続税の優遇措置

- ①遺贈により当振興会（芸術文化振興基金）に寄付された財産は、原則として相続税は非課税です。
- ②また、相続人などが、相続や遺贈により取得した財産を相続税の申告期限までに当振興会に贈与した場合には、原則として贈与をした財産の価格は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。（租税特別措置法、施行令より）

## 〈遺贈による寄付制度〉の流れ



### 1 事前のご相談



ご相談いただいた方に、当振興会の提携信託銀行をご紹介いたします。直接、信託銀行へご相談いただくことも可能です。

中央三井信託銀行

### 2 相続コンサルテーション

全国の本・支店で遺言書作成のコンサルテーションサービスを提供します。



中央三井信託銀行

### 3 遺言書の保管・管理

遺言信託業務に基づき遺言書を保管・管理します。この寄付制度をご利用の方には基本保管料の割引もごございます。



### 5 ご寄付の受入・活用



日本の芸術文化の振興・普及に、大切に活用させていただきます。

中央三井信託銀行

### 4 遺言の執行

御逝去の連絡を受け、遺言内容の執行業務を行います。ご遺志に従い、相続人等への遺産配分、芸術文化振興基金への寄付を行います。



### お問い合わせ・ご相談

独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部調査課

〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1

電話 03-3265-6302

中央三井信託銀行株式会社 営業企画部 財産管理業務センター

〒105-8574 東京都港区芝3-33-1

電話 03-5232-8627